

〈別表1〉 令和8年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名 : 川辺町水道事業	
浄水場名 : 山之上浄水場	クリプトスピリジウム対策指針 : レベル 1・2・3・4
採水の場所 : 川辺町下麻生ポンプ所	
水源種別 : 表流水	原水全項目水質検査 : - 月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日 : 4月・10月実施	
水質検査委託機関名称 : 未定(令和7年度は(株)総合保健センター)	
毎日検査実施場所 : 川辺町山楠配水場	

水質基準項目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌		毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌		毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
4 水銀及びその化合物		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
5 セレン及びその化合物		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
6 鉛及びその化合物		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
7 ヒ素及びその化合物		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
8 六価クロム化合物		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
9 亜硝酸態窒素		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
10 シアン化物イオン及び塩化シアン		3ヶ月毎	○		○		○		○						4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
12 フッ素及びその化合物		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
13 ホウ素及びその化合物		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
14 四塩化炭素		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
15 1,4-ジオキサン		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
17 ジクロロメタン		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
18 テトラクロロエチレン		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
19 トリクロロエチレン		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
20 ベルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びベルフルオロオクタン酸		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
21 ベンゼン		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
22 塩素酸		3ヶ月毎	○		○		○		○						4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロ酢酸		3ヶ月毎	○		○		○		○						4	3ヶ月に1回省略不可
24 クロロホルム		3ヶ月毎	○		○		○		○						4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸		3ヶ月毎	○		○		○		○						4	3ヶ月に1回省略不可
26 ジブロモクロロメタン		3ヶ月毎	○		○		○		○						4	3ヶ月に1回省略不可
27 臭素酸		3ヶ月毎	○		○		○		○						4	3ヶ月に1回省略不可
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロ モクロロメタン、ブロモジクロロメタン及 びブロモホルム)のそれぞれの濃度の総		3ヶ月毎	○		○		○		○						4	3ヶ月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸		3ヶ月毎	○		○		○		○						4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモジクロロメタン		3ヶ月毎	○		○		○		○						4	3ヶ月に1回省略不可
31 プロモホルム		3ヶ月毎	○		○		○		○						4	3ヶ月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド		3ヶ月毎	○		○		○		○						4	3ヶ月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
34 アルミニウム及びその化合物		3ヶ月毎	○		○		○		○						4	3ヶ月に1回省略不可
35 鉄及びその化合物		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
36 銅及びその化合物		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
37 ナトリウム及びその化合物		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
38 マンガン及びその化合物		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
39 塩化物イオン		毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
40 カルシウム、マグネシウム等		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
41 蒸発残留物		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
42 陰イオン界面活性剤		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
43 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチ ルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジエオスミン)		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
44 1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2.2.1]ヘプ タン-2-オール(別名 2-メチルイソボ ルネオール)		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
45 非イオン界面活性剤		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
46 フェノール類		年1回			○										1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だったため
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)		毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48 pH値		毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49 味		毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50 臭気		毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51 色度		毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
52 濁度		毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可